

第 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成29年4月5日(水)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(18名)	1番 山下 昇委員	2番 長谷川誠一委員	3番 山本 正義委員	4番 山本 寿孝委員
	5番 中村 博委員	6番 徳岡 正裕委員	7番 長 延行委員	8番 村岡 文雄委員
	9番 山下 正則委員	10番 山田 直人委員	11番 倉本 哲男委員	12番 酒井富士夫委員
		14番 今市 満久委員		16番 山下 和子委員
	17番 藤井 亮子委員	18番 木下 善議委員	19番 佐々木素子委員	20番 河井 勝重委員
欠席委員(2名)	13番 音田 嘉則委員	15番 土井 繁美委員		
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第2号議案 非農地の現況証明について 第3号議案 農用地利用集積計画の決定について 第4号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 農業委員会事務局職員の任免について 第2号 賃貸借の解約の通知について 第3号 農地転用現況確認状況について 第4号 電気事業者が行う送電施設等の工事に伴う農地転用の届出について 第5号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>只今より、平成 29 年度 第 1 回農業委員会の定例総会を開催します。定数 20 名に対して、只今の出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので総会が成立することを報告します。開催にあたりまして長谷川会長から挨拶をいただきます。</p>
2 議事録署名委員の指名	会長 議長 委員 議長	<p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>議事録署名委員の指名でございますが、こちらの方でご指名させて頂くことに差支えございませんか。</p> <p>全委員 異議なし</p> <p>ご異議が無いようでございますので、こちらから指名いたします。議事録署名委員を 17 番藤井亮子委員、18 番 木下善議委員兩名の方よろしくお願ひします。</p>
3 報告事項 第 1 号	議長	<p>報告事項第 1 号「農業委員会職員の任免について」報告いたします。それでは事務局お願ひします。</p>
	事務局	<p>人事案件に係る報告事項第 1 号「農業委員会職員の任免について」説明します。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 20 条第 3 項、及び湯梨浜町農業委員会事務専決規定第 4 条により、次のとおり湯梨浜町農業委員会事務局職員の任免を専決したので本委員会に報告するものです。</p> <p>新任、事務局長 藤井貞宣、副主幹 谷岡弘栄、発令年月日は平成 29 年 4 月 1 日、職員人事異動によるものです。</p> <p>旧任、事務局長 杉原 寛、発令年月日平成 29 年 4 月 1 日、職員人事異動によるものです。</p> <p>以上です。</p>
	議長	<p>このことにつきましては、町長サイドとご相談をさせていただきながらこういった結果になった次第であります。元の藤井副主幹が事務局長、谷岡さんが教育委員会生涯学習人権推進課から来られました。ひとつご活躍のほどよろしくお願ひします。</p>
4 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	事務局	<p>以上で報告事項を終わります。続きまして議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」をお諮りいたします。説明をお願いします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、</p>

<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定 について</p>	<p>議長 河井委員 議長 事務局</p>	<p>続きまして番号 3 土地の所在 湯梨浜町大字宇谷——、地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 366 m²、申請人は田後の方、昭和 60 年頃から耕作を止め、現在に至るものです。</p> <p>資料は 4-3 頁、</p> <p>なお番号 1 について調査したところ、田後——ですけれども、平成 5 年 12 月に「(株)●●」が賃貸借による店舗用地の一角として転用申請を行っており、平成 6 年 3 月に鳥取県から転用許可が出ている土地ですが、地目変更が行われず現在に至ったものです。以上です。</p> <p>説明が終わりました。本案件につきましては 1 番 2 番 3 番とございますが、現地に出向いて確認を行っております。現地確認の代表といたしまして、河井委員ご報告をお願いいたします。</p> <p>今日 1 時 30 分より、会長、職務代理、山本委員、山下委員、河井、それから事務局の 7 名で現地確認調査に行っておりました。1 番、事務局長からありましたように(株)●●に貸し出していた土地で、農地としては利用できない土地でした。そうしたことからこの土地は申請どおり認めることに異議なしとしました。それから番号 2 ですが、田後のど真ん中でして、おまけに申請者は愛知県の方にずっと行っておられて、家屋敷も将来的には空き家となる状態で、畑も住宅のど真ん中でして耕作ができない状態で、番号 1 と同じように申請どおり認めることに異議なしとしました。それから 3 番、申請者は田後の方で以前から耕作してないもので、現状では農地としては利用できないと、そういうことで認めてきましたので以上で報告を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。そうしましたら、説明、現地調査の報告が終わったわけでございます。</p> <p>只今より質疑を行います。みなさんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無いようでございますので、採決を行います。議案第 2 号「非農地の現況証明について」申請どおり認めることにご異議はありませんか、異議が無ければ挙手をお願いします。</p> <p>はい、全員の方が賛成ですので、議案第 2 号「非農地の現況証明について」は申請どおり認めることといたします。</p> <p>続きまして議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮りいたします。説明をお願いします。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 28 年 4 月 14 日です。</p>
--	--	--

<p>議案第 4 号 農用地利用配分計画の策定 について</p>	<p>議長</p>	<p>利用集積計画総括表で関係戸数は借り人 10、貸し人 25 です。利用権の設定期間はご覧の表のとおりです。設定作物等面積は、水田として利用が 38,450 m²、普通畑として利用が 1,570 m²、利用権設定面積率は 0.287%です。</p> <p>資料は 5-2 頁から 5-4 頁、 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。 説明が終わりましたので、質問があればお願いします。</p> <p>無いようですのでそれでは採決を行います。議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」でございますが、これを原案どおり認めることにご異議ございませんか。挙手をお願いします。 全員の方でございますので、原案どおり認めることにいたします。</p> <p>続きまして議案第 4 号「農用地利用配分計画の策定について」お諮りいたします。説明をお願いします。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>農用地利用配分計画（案）ですが整理番号 1 から 4 につきまして、権利の設定を受ける者、倉吉市の法人（株）●●、権利を設定する農用地は、はわい長瀬——、認定面積の合計は 3,561 m²、契約期間は H29. 4. 14 から H40. 12. 31 までの 11 年、無償の使用貸借です。</p> <p>整理番号 5、権利の設定を受ける者、宇野の方、権利を設定する農用地は、光吉——、認定面積は 1,856 m²、契約期間は H29. 4. 14 から H36. 12. 31 までの 8 年、無償の使用貸借です。以上です。</p> <p>それでは議案第 4 号説明が終わりましたので、質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。</p> <p>無いようでございますので、それでは採決を取らせていただきます。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画の策定について」原案どおり認めることにご異議の無い方挙手をお願いします。</p> <p>全員の方でございますので、議案第 4 号「農用地利用配分計画の策定について」は原案どおり認めることといたします。</p>
	<p>事務局</p>	
	<p>議長</p>	

<p>5 報告事項 報告事項第 1 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>事務局</p>	<p>以上で議事を終わります。</p> <p>5 番報告事項に入ります。報告事項第 1 号から第 5 号というふうにございますが、順次説明していただいて結構でございますが、とりあえず上半分下半分と分けてみたら良いかなと思います。第 1 号、第 2 号、第 3 号は一括して報告をお願いします。そして分けて、4 号 5 号と後に伺うことといたします。それでは報告事項説明をお願いします。</p> <p>報告事項 第 1 号「賃貸借の解約等の通知について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので報告するものです。番号 1 権限の種類 農地法、通知者貸人はわい長瀬の方、貸人はわい長瀬の方、土地の表示 はわい長瀬——、地目 田、地籍 1,460 m²、合意の成立日 H29. 3. 19、土地の引き渡し日 H29. 3. 19 以上です。</p>
<p>報告事項第 2 号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>事務局</p>	<p>続きまして、報告事項 第 2 号「農地転用現況確認状況について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地転用現況確認願が提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。番号 1 転用者 田後の方、土地の表示 大字 田後——、転用目的は 一般住宅、許可指今年月日及び番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は H29. 3. 21、調査結果は、H28. 11. 25 基礎工事完了です。 以上です。</p>
<p>報告事項第 3 号 水田の畑地変換について</p>	<p>事務局</p>	<p>続きまして、報告事項 第 3 号「水田の畑地変換について」説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。番号 1 届出人 上浅津の方、土地の表示 大字 上浅津——、地目 田、面積 621 m²、同じく ——、地目 田、面積 604 m²、届出日は H29. 3. 8、なお、621 m²の内 160 m²、604 m²の内 140 m²について高さ 30cm の盛土を行います。</p>
<p>報告事項第 3 号 水田の畑地変換について</p>	<p>議長</p>	<p>資料は 9-1 頁と 9-2 頁</p> <p>なお、届出人から、盛土を行わない部分についても普通畑として使用するとの申し出を受けています。以上です。</p>
<p>報告事項第 3 号 水田の畑地変換について</p>	<p>徳岡委員</p>	<p>とりあえず、報告事項 1 号から 3 号までの説明をいただきました。局長の専決事項として説明をしていただきましたが、皆さんの方でもしお尋ねがございましたらお願いします。</p>
<p>報告事項第 3 号 水田の畑地変換について</p>	<p>事務局</p>	<p>賃貸借の解約のことですが、賃貸借ということは貸し借りにお金がかかっていたと。お答えさせていただきます。今回の届け出のあった土地は残存小作地ということで対価が設定</p>

<p>報告事項第 4 号 公共事業の施行に伴う農地 転用報告について</p>	<p>徳岡委員 事務局 議長 事務局</p>	<p>されていましたが、金額までは不明です。 この土地は、土地利用集積計画の中に出ていますよね。(株) ●●が借り受けるようになっていますね。そうでしょ。 そうですね。解約をしておかないと次の貸し借りが又貸しということになってしまいますので、まず解約をして返してから次の貸し借りをするということになります。 他にはございませんか。なければ次へ進めますが。 それでは第 4 号、第 5 号報告をお願いします。 報告事項 第 4 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。 次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので報告するものです。番号 1 届出人 方地—— (有)●●、土地の所在 はわい長瀬——、地目 台帳 畑、現況 畑、面積 1,316 ㎡、H29. 3. 16 工事が完了し地権者へ土地の返還が行われたものです。 番号 2 届出人方地—— (有)●●、土地の所在 大字久見——、地目 台帳 田、現況 畑、面積 1,296 ㎡の内 450 ㎡、工期を延長し H29. 5. 31 までとなるものです。以上です。</p>
<p>報告事項第 5 号 電気事業者が行う送電施設 等の工事に伴う農地転用の 届出について</p>	<p>議長</p>	<p>続きまして、報告事項 第 5 号「電気事業者が行う送電施設等の工事に伴う農地転用の届出について」説明します。 次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 13 号に規定する送電施設等に係る工事のため一時的に工事用地として使用したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。 資料は 11-1 頁 番号 1 届出人 岡山市—— ●●(株)、土地の所在 は一覧表とのとおりで、中国電力の送電施設保守工事のための一時転用で、工期は H29. 4. 1 から H30. 3. 26 までです。以上です。 説明が終わりました。報告事項でございますので、お認めいただくわけでございますが、もしお尋ねがございましたらどうぞ。 無いですか。以上で報告事項を終わります。</p>
<p>6 その他</p>	<p>事務局</p>	<p>それではその他に入ります。5 月定例総会、このことについてお諮りします。説明をお願いします。 5 月定例総会は、5 月 10 日水曜日午後 3 時を予定させていただいております。現地調査があり</p>

6 閉会	議長	<p>ました場合は、場所に応じて集合時間をお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>平成 29 年 5 月定例総会について説明がございました。5 月 10 日水曜日午後 3 時ということでございますが、このことご承知いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>その他</p> <p>○農業委員等の募集状況について（中間報告）</p> <p>以上もちまして総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後 3 時 5 5 分)</p>
------	----	--